

「たるたる支え愛ぷらん」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	3人
2 意見等の件数	114件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	40件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	(全体意見) 本計画の管轄部署を背表紙に明記すること。 さらに、連絡先情報としてメールアドレスを示すこと。	いただいた御意見のとおり、計画書作成時には掲載することとします。
2	(全体意見) 各章の先頭ページ(表紙)には頁番号は不要。	いただいた御意見のとおり、修正いたします。
3	(全体意見) 表番号、表名は表の上に記載し、さらにアンダーラインを引くこと。図番号、図名は図の下に記載し、さらにアンダーラインを引くこと。	表番号、表名は記載していません。また、図番号、図名は図の上で統一させていただいております。
4	(全体意見) 全般的に住民自らの力による解決を期待した内容であったように思います。確かに最終的には、一人ひとりの努力が必要になると思います。が、公的組織である小樽市と福祉協議会が最初から住民の力に頼るのは間違っていると思います。まず、公的機関として全力で最大限の解決を試みるのが、公的機関の役割のように、私は思います。	社会福祉法第4条においては、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されるとともに、第6条には地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」が定められております。これらの規定を遵守することにより公的機関の役割を果たしてまいりたいと考えております。
5	(全体意見) SNS等のデジタル技術に頼る傾向が見られますが、全国民の1割、高齢者の約2割はスマートフォン等の端末を持っていないので、この方々が取り残されないか不安です。そういう意味で、むしろ広報等の紙面は情報難民を出さないと言う観点で大変重要な媒体で有り、今まで以上に有効に活用した方が良いように思います。	世代等により情報を得るための媒体は当然異なると考えており、「施策5 多様な世代のつながりづくり」において、「行政(小樽市)が取り組むこと」として、多様な媒体を活用した効果的な情報発信に努める旨を位置付けております。SNS等のデジタル技術のみに頼るのではなく、広報おたるも引き続き活用していきたいと考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「社会福祉法では、……が求められています。」とあるが、誰に求めているのかがわからない。誰なのかを明確にした文面にすべき。</p>	<p>御指摘いただいた点を踏まえて2ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『社会福祉法では「地域生活課題」の解決を図るために、地域のつながりを再構築し、子どもから高齢者まで性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」といいます）に求めています。』</p>
7	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>タイトル「2 地域福祉とは？」に「？」が付いているのはおかしい。外すべき。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、修正いたします。</p>
8	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>3ページにおいては地域福祉の定義を明確にする必要がある。地域福祉の定義は次のどちらなのかを明確にすること含めて、正確に記述すべき。社会福祉法の記載内容でもよい。</p> <p>①誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること</p> <p>②地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての者が協働して、支援を必要として人を支えていくこと</p>	<p>御指摘いただいた点を踏まえて3ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『「地域福祉」とは簡単に言うと「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。</p> <p>社会福祉法では、地域住民等に対し、地域福祉の推進に当たって、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、その他各般の課題を把握し、その解決を図るように求めるといった主旨の記述があります。</p>
9	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「幸せに暮らすことができる地域とはどんな地域でしょうか…？少なくとも日々の生活で感じる『困りごと』などがなければ安心して暮らせるのではないのでしょうか？」は困りごとを解消するあるいは少なくすると幸せに近づくとやうことを誘導している。これは「幸せ」とはなにかをきちんと整理していないことの現れだ。基本理念に「幸せ」を織り込むのだから「幸せ」をきちんと整理すべきだ。少なくとも困りごとの解消とは異なるはず。このことはアンケート結果(28,29ページ)からも読み取れない。</p>	<p>記述にもあるとおり、地域生活の課題は実に様々で本人の努力や工夫だけでは解決できないこともありますし、一人ひとりの課題全てに支援や行政サービスが行き渡ることは困難です。</p> <p>そのため、こうした課題を解決するためには地域の中でお互いに声を掛け合い、みんなで助け合いながら支え合って暮らしていくことが大切です。</p> <p>「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくる」ために、地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての者が協働して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりが地域住民等に求められています。』</p>
10	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「地域福祉」の仕組みづくりが求められています。とあるが、誰が誰に求めているのか明確にした文面にすべき。</p>	

No.	意見等の概要	市の考え方等
11	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「幸せに暮らすことができる地域とはどんな地域でしょうか…?少なくとも日々の生活で感じる『困りごと』などがなければ安心して暮らせるのではないのでしょうか?」とあるが「?」は不要。「。」にすべき。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、修正いたします。</p>
12	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「ホームページなど様々な媒体により、また、様々な機会を通して本計画の周知・啓発を行います。」とあるが、媒体の一例としてのホームページでは周知徹底できない。令和2年6月の小樽市ホームページトップのアクセス件数は月間アクセス数としては最大だが、3%程度の市民他がアクセスしているに過ぎない。少なくとも広報おたるとホームページなどと記載すべき。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、65ページ及び79ページに記載している「行政（小樽市）が取り組むこと」の表現と整合を図り、「広報おたるや市ホームページなど」と記載することとします。</p>
13	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>本計画の周知・啓発にあたっては概要を広報おたるとホームページで示しても不十分と想定する。市民が行うべきことを明確にした冊子のような印刷物を全市民に配布するようなことが必要である。</p>	<p>周知・啓発に当たっては、広報おたると市ホームページなどの他、本計画の「概要版」パンフレットを作成し、必要に応じ配布してまいりたいと考えております。</p>
14	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>PDCAサイクルによる進行管理は誰が行うのか。またそのサイクルは1年なのか。</p>	<p>御指摘いただいた点を踏まえ、6ページ「(2)計画の進行管理と評価」の記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『本計画に基づく取組（第4章に記載）を効果的かつ継続的に推進していくため、小樽市及び小樽市社会福祉協議会においてPDCAサイクルによる進行管理を行います。なお、少なくとも1年に1回は取組に対する実績を把握し、分析等を行うこととします。</p>
15	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>計画策定後の運用段階（PDCAサイクル）における、登場人物・組織の全容と関係性が不明。「しあわせな地域づくりワークショップ」と「小樽市地域福祉計画推進委員会」だけを記載しても全容が見えない。</p>	<p>また、本計画は地域に関わる全ての人々の主体的な参加や協働のもとに推進していくべきものであることから、定期的に市民の意見を聴く場を設け、計画の達成度を評価し、必要に応じ計画を見直すことが必要です。</p> <p>市民の意見を聴く場として「しあわせな地域づくりワークショップ」を開催し、当該ワークショップで得た計画に対する様々な意見を踏まえて、市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表者など多様な立場の方で構成する「小樽市地域福祉計画推進委員会」により、各取組の分析、評価や見直すべき内容について意見交換を行い、計画の改善や見直しにつなげます。』</p>
16	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>「本計画に基づく取組を効果的かつ継続的に推進していくため」の取組とは第4章に記載される施策のことを指すのか。</p>	<p>（この欄は上記15番の回答と重複するため、内容は省略します。）</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
17	<p>(第1章 計画の策定に当たって)</p> <p>取組が第4章に示される施策とした場合、各施策には定量的な指標 (KPI) が示されていないし、モニタリングする仕組みも検討されているとは思えない。このような施策をPDCAサイクルで進行管理などできるわけがない。</p>	<p>地域福祉の評価手法は確立されておらず、定量的な指標で評価測定を行うことは困難であります。小樽市地域福祉計画推進委員会からも御意見をいただきながら計画に基づく取組の「見える化」に取り組んでいきたいと考えております。</p>
18	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>「(1) 少子高齢化や核家族化の進行」、 「核家族化が進行している」とあるが、58ページの現状と課題に示される「単身世帯の増加」に繋げることを考えると、核家族化の進行は適切な説明文ではない。単身世帯の増加に変更すべきである。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、「核家族化の進行」を「単身世帯の増加」へ修正いたします。</p>
19	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図2には3区分毎の人口と総人口を追記した方が親切だ。</p>	<p>図2は区分別人口割合の推移を示すものであることから区分別人口は記載しないこととしますが、参考データとして総人口のみ追記いたします。</p>
20	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図3においては58ページの現状と課題に示される「単身世帯の増加」に繋げることを考えると、単身世帯数を示すべきである。さらに図2と同様将来推計も示すべきである。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、65歳未満の単身世帯数も示すことといたします。</p>
21	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>合計特殊出生率の定義を明確にしてほしい。さらに一般的な出生率と何が違うのか、さらに合計特殊出生率を採用した理由を提示してほしい。</p>	<p>合計特殊出生率は、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。15歳～49歳までの各歳の女性に関する年齢別出生率を求め、合計することによって算出できます。一般的な出生率(母の年齢を一括した出生数と全人口の比)は、女性の年齢構成によって、影響を受けてしまいますが、合計特殊出生率は年齢構成の影響を受けにくいことから指標として採用したものです。</p> <p>なお、合計特殊出生率の定義について「資料編 3用語解説」に掲載することといたします。</p>
22	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図4：合計特殊出生率については本計画の最終年度の推計値を示してほしい。</p>	<p>本計画の最終年度の合計特殊出生率は推計しておりません。</p>
23	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図5：出生数については本計画の最終年度の推計値を示してほしい。</p>	<p>本計画の最終年度の出生数は推計しておりません。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
24	(第2章 小樽市の現状) 認定率の定義を示してください。	いただいた御指摘を踏まえ、11ページの記載を以下のとおり修正いたします。 『65歳以上の第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合(認定率)も増加傾向にあり、令和元年度では24.7%となっています。【図6】』
25	(第2章 小樽市の現状) 認定率が65歳以上の老年人口数に対する要介護認定者数の割合と想定したとき、図1に示される老年人口数と図6の総数から導かれる数値は図6の認定率と異なる。これはなぜか。	なお、第1号被保険者数には市外施設に入所している者などが含まれるため、図1に示される老年人口数と異なります。そのため、総人口に占める要介護・要支援認定者数の比率は使用しておりません。 また、図6の下に以下のとおり追記します。 『※第1号被保険者数は、小樽市の被保険者であり住民基本台帳人口とは異なる』
26	(第2章 小樽市の現状) 総人口に占める要介護認定者数の比率は平成27年度は8.45%、令和元年度は10.09%であるこの数値の伸びも加味した方が、課題を認識しやすいのではないか。総人口は図1を使用した。	
27	(第2章 小樽市の現状) 図6の説明文は要介護認定者数の増加だけでなく、認定率も微増している、さらに総人口に占める比率も微増しているなどとしたらよいのではないかと。約4人に1人が云々は不要。	
28	(第2章 小樽市の現状) 11頁にて要介護認定者増加に関する問題提起がなされているが、これへの対応が未記載である。多くの関連施策は第8期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画で対応すると推察するが、いわゆる認知症にならないように、つまり高齢者になったとき困らないように40代、50代から状況によっては10代から備えておく必要が多くある。この事を市民に正確に知らせることは多世代交流促進にも繋がり効果的である。	要介護認定者の増加につきましては、御指摘のとおり小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画において介護予防についての施策等を位置付けておりますので、若い世代に対しても引き続き周知に努めてまいります。
29	(第2章 小樽市の現状) 図7は第6期小樽市障害福祉計画、第2期小樽市障害児福祉計画(素案)8頁に掲載される表に置き換えた方がよい。総人口に占める割合が示されていることによる。但し、この表に示される総人口は図1とともに年度末人口となっているが数値が異なる。	地域福祉計画においては、小樽市の現状を表ではなく図(グラフ)で示すことで統一させていただいているため、素案のとおりといたします。 なお、総人口については、第6期小樽市障害福祉計画・第2期小樽市障害児福祉計画(素案)の数値を修正いたします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
30	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>保護率の定義を示してほしい。また保護率は何を表している化した指標なのか。</p>	<p>保護率は、被保護人員の総人口に占める割合を示す指標である旨、図8に追記します。</p>
31	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図9において相談内容毎に件数(内数)を示し、何らかの傾向を示すことはできないのか。</p>	<p>図9は相談件数をお示ししているものですが、相談内容については、1つの相談で複数の困りごとを抱えて相談に来られる場合も多く、内容毎の件数と一致しないため素案のとおりといたします。</p> <p>なお、毎年度、市ホームページにて「小樽市生活困窮者自立支援事業実績報告書」を公表しており、当該報告書においては相談内容ごとに件数を集計しております。傾向としては、例年「収入・生活費」や「就労」に関する相談が多くなっていることから、13ページに以下のとおり追記します。</p> <p>『相談内容については、例年「収入・生活費」や「就労」に関する相談が多くなっております。【図9】』</p>
32	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図10において総金額、1件当たりの金額などを示し、何らかの傾向を示すことはできないのか。</p>	<p>貸付の総金額や1件当たりの金額で何らかの傾向をお示しすることは困難であることから、素案のとおりといたします。</p>
33	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図11の申立件数の推移だけから、成年後見制度を利用できる体制づくりが必要であることは導かれず、認知高齢者増なのに、申立件数は微減であり、制度の理解が浸透していないのではないかと分析の方が自然である。体制強化は必至と考えるので、もっと補足説明が必要。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、15ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、必要な方が適切に制度を利用できるような体制づくりと制度の周知が必要です。【図11】』</p>
34	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>虐待の件数の推移についてははっきりとした傾向が読み取れないとあるが、図13からは児童虐待が29年度から急増と言える。統計方法、実態の把握方法などの変更があったのであれば、実態把握に課題を有するなどとし、今後の取組に反映すべきではないのか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、15ページに以下のとおり追記します。</p> <p>『なお、児童虐待の件数が平成29年度より増加した要因としては、通報や相談について、警察と児童相談所の情報共有などの連携が図られるようになったことや、市民理解が進み、通報が増えたことなどが挙げられます。【図13】』</p> <p>また、児童虐待の件数は全国的にも最も多い傾向にあり、悲しい事件も少なからず発生していることは承知しておりますので、他の虐待も含め、施策10において取組を位置付けております。</p>
35	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>15ページにおいて、虐待件数の推移に傾向無しと記載されていますが、各年度児童虐待件数が他の件数より有意に高い傾向を読み忘れていませんか。児童の人口が極めて少ない小樽市にとって、これは相当問題視した方が良くないように私は思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、15ページに以下のとおり追記します。</p> <p>『なお、児童虐待の件数が平成29年度より増加した要因としては、通報や相談について、警察と児童相談所の情報共有などの連携が図られるようになったことや、市民理解が進み、通報が増えたことなどが挙げられます。【図13】』</p> <p>また、児童虐待の件数は全国的にも最も多い傾向にあり、悲しい事件も少なからず発生していることは承知しておりますので、他の虐待も含め、施策10において取組を位置付けております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
36	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>地域のつながりの希薄化と町内会加入率の減少は全く異なる。地域のつながりが希薄化していることを課題として指摘したいのであれば、まず地域のつながりをきちんと定義し、数値化し、モニタリングをできるようにすべき。</p>	<p>「つながり」のあり方は多様であり、数値化は困難であると考えております。しかしながら、「つながり」という言葉の意味をしっかりと考えることは今後の地域福祉活動においても重要なことであると考えております。</p> <p>また、いただいた御意見を踏まえ、17ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『しあわせな地域づくりワークショップ等では町内会活動の継続を危ぶむ声が多く聞かれました。地域住民同士のつながりが希薄化しており、町内会加入率は全国的に減少傾向となっています。小樽市においても町内会加入率は年々低下し、令和元年度では65.0%となっています。』</p> <p>また、町内会加入率の定義として、以下のとおり追記します。</p> <p>『なお、町内会加入率は、本市住民基本台帳の全登録世帯数（毎年7月現在）に占める、小樽市総連合町会加盟の町内会に加入する世帯の割合です。【図14】』</p>
37	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>地域福祉のために町内会に多くのことを期待しているのであれば、そのように記載してから、町内会加入率に触れるべき。</p>	<p>『しあわせな地域づくりワークショップ等では町内会活動の継続を危ぶむ声が多く聞かれました。地域住民同士のつながりが希薄化しており、町内会加入率は全国的に減少傾向となっています。小樽市においても町内会加入率は年々低下し、令和元年度では65.0%となっています。』</p> <p>また、町内会加入率の定義として、以下のとおり追記します。</p> <p>『なお、町内会加入率は、本市住民基本台帳の全登録世帯数（毎年7月現在）に占める、小樽市総連合町会加盟の町内会に加入する世帯の割合です。【図14】』</p>
38	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>町内会加入率の定義を示すべき。人口ベースなのか世帯数ベースなのか。概ね世帯数ベースと推察するが、住民基本台帳における世帯数とは異なる家屋数ベースなのではないか。</p>	<p>『しあわせな地域づくりワークショップ等では町内会活動の継続を危ぶむ声が多く聞かれました。地域住民同士のつながりが希薄化しており、町内会加入率は全国的に減少傾向となっています。小樽市においても町内会加入率は年々低下し、令和元年度では65.0%となっています。』</p> <p>また、町内会加入率の定義として、以下のとおり追記します。</p> <p>『なお、町内会加入率は、本市住民基本台帳の全登録世帯数（毎年7月現在）に占める、小樽市総連合町会加盟の町内会に加入する世帯の割合です。【図14】』</p>
39	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>町内会加入率は各地域において大きなばらつきがあり、特に市内中心部が低位であると推察する。その傾向と原因を示すべきである。</p>	<p>現在、市では、各町内会区域における住民基本台帳上の全登録世帯数を把握できないため、町内会ごとの加入率は算出しておらず、地域的な傾向等をお示しすることはできませんが、大きく傾向を出すことができないか、今後、研究してみたいと考えております。</p>
40	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>町内会加入率の低下は住民が求めている活動を町内会がタイムリーに実施していないことが原因のひとつである。54頁の施策4への繋ぎとして町内会活動の改革の必要性を示すべきである。例えば回覧板からSNS（ホームページ）への切り替え、生産年齢層が参加したくなる活動の追加、市政の現状と課題を学生に知らしめるなどを。</p>	<p>町内会加入率の低下のデータが示すように、ワークショップ等においても町内会活動の継続を危ぶむ多くの御意見をいただいております。施策4の「現状と課題」に町内会活動の活性化に向けた取組が必要である旨を記載しております。</p>
41	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>民生委員児童委員の役割を含む現状と課題を正確に示し、施策6に繋がるようにすべきである。</p>	<p>民生委員児童委員についての役割を理解していただくことは重要であることから、施策8に民生委員児童委員についてのコラムを掲載することとします。</p> <p>また、18ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『民生委員児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。』</p>
42	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>民生委員児童委員のアクティビティを図表などで示すべき。委員数に大きな意味はないと考える。</p>	<p>民生委員児童委員についての役割を理解していただくことは重要であることから、施策8に民生委員児童委員についてのコラムを掲載することとします。</p> <p>また、18ページの記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『民生委員児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。』</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
43	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>10人が欠員とあるが、どういう考えで定員を定めているのか。欠員が課題なのであれば、その根本原因は何なのか示すべきである。</p>	<p>小樽市の民生委員児童委員の定数については、民生委員法第4条に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、北海道知事が「北海道民生委員定数条例」により定めております。なお、欠員の原因については、18ページに以下のとおり追記いたします。</p> <p>『なお、欠員の原因としては、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴う業務量の増加や対象者の抱える課題の複雑化・多様化に伴う業務の困難化などにより、相談業務の負担が増していることなどが挙げられます。【図15】』</p>
44	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>民生委員児童委員に変わる地元の相談役のような概念を新設するようなことは必要ないのか。</p>	<p>民生委員児童委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された上で活動をしていることから、これを取りやめて新たな相談役を新設する考えはありません。</p> <p>なお、「施策8 漏れのない相談支援体制づくり」において小樽市社会福祉協議会が取り組むこととして、「小樽市民生児童委員協議会と連携して、民生委員児童委員が地域住民からの相談に円滑に対応できるよう、研修会の開催などを支援します。」と位置付け、民生委員児童委員がより一層地域の身近な相談相手として活躍できるよう支援していきたいと考えております。</p>
45	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図16に示される老人クラブ会員数の図1 老年人口に占める割合は平成27年度6.23%から令和元年度4.77%と年々低下している。このような減少原因と老人クラブが機能しているのかどうか示すべきである。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、老人クラブ会員数が減少している原因については、19ページに以下のとおり追記いたします。</p> <p>『なお、老人クラブの会員数が減少している理由としては、就労者の増加、老人クラブ以外の活動への参加、老人クラブの活動内容を知らないことなどが挙げられます。【図16】』</p>
46	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>ボランティア団体をいくつかの区分で分類し、主な活動内容がわかるようにするべきである。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、20ページに以下の記載を追記いたします。</p> <p>『なお、小樽市ボランティア・市民活動センターへ登録している団体の活動につきましては、高齢者対象福祉、障がい児・者対象福祉、子ども・青少年対象福祉、地域社会・まちづくり、演芸・音楽披露、自然・環境、文化・芸術・観光、国際交流・協力、防災・安全、災害支援、スポーツ・レクリエーション、子育て支援、医療・保健、人権・平和、除雪、寄贈・寄附、その他に分類されています。【図17】』</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
47	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>小樽市が定めるボランティア団体の定義を示すべきである。活動内容、最低会員数、収益に関することなど。</p>	<p>厚生労働省においても、そもそもボランティアについて明確な定義を行うことは難しいとしており、小樽市も定義を定めておらず、記載はできません。一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われております。</p>
48	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>23ページの図21「手助けできること」と「手助けを受けたいと思うこと」について、できること（供給）より、受けたいと思うこと（需要）が明らかに多い項目に防犯があり、そのための施策が掲載されていることに納得します。しかし、需要が供給をはるかに上回っている項目が、もう一つあり、「手紙の代筆、電話かけ」がそうで、これについての考察がないことに、少し違和感がありました。気にしすぎかもしれませんが、意味深な結果であると私は感じています。</p>	<p>「手紙の代筆、電話かけ」のニーズを満たすためには様々な手段が想定され、地域の支え合いやボランティアなどの対応も考えられます。今後、計画に位置付けられている様々な施策に取り組んでいく中で検討していくこととなります。</p>
49	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>地域活動を定義しないでアンケートを取得しているのであれば、これはあまり意味がない。小樽市は地域活動をどのように定義しているのか。</p>	<p>地域活動とは、地域のコミュニティの中で住民が主体的に行う活動のことで、活動内容として【図23】に示した内容を想定しております。</p> <p>なお、地域活動の定義について24ページへ以下のとおり追記いたします。</p> <p>『地域のコミュニティの中で住民が主体的に行う活動である地域活動への参加の有無については、…』</p>
50	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>地域活動内容として参加率の高い、町内会と文化・スポーツ等のサークルについては、その活動内容について深掘りすべきである。</p>	<p>本計画において深掘りはしませんが、施策4に位置付けているとおり、特に、市民へ町内会の活動等を情報発信することは重要であることから、計画の実行段階において進めたいと考えております。</p>
51	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>図24にあるように地域活動へ参加しやすくするためにというアンケートは既存地域活動で十分あるいは押し付けるという間違っただ判断がある。新しい地域活動を醸成するためのアンケートは実施したのか。少なくとも現状の地域活動の過不足判定が必要。</p>	<p>アンケートにおいて既存地域活動で十分、活動を押し付けるとの判断はしておりません。</p> <p>図24は地域活動への参加を広げるための設問であり、同時に現在の地域活動の問題点が確認できることから、新しい地域活動の醸成にも繋がると考えております。なお、新しい地域活動を醸成することを目的としたアンケートは実施しておりません。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
52	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>困りごとが発生しないように先手で(事前に)行動することを促すことを狙いとしたアンケートは実施したのか。困る前に予防措置をする視点が抜けていないか。</p>	<p>困りごとは多岐に渡るので困る前の予防措置は極めて困難であると考えております。御指摘のようなアンケートは実施しておりませんが、困りごとの早期発見は非常に重要でありますので、関連する施策6～8に位置付けられた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。</p>
53	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>所得水準(貯金、年金などを含む)と幸福度について関係性を調査したのか。一般的に高所得者の幸福度は高いと言われていると認識する。</p>	<p>「幸福度を感じる要因」という設問は、あくまでも幸福度を感じる要素を知るためのものであり、実際に現在が幸せであるかどうかを問うものではないので、結果について所得水準の差による影響はないと考えています。</p> <p>なお、幸福度を感じる要因が「お金」と回答した人は全体の13.9%という結果でした。(【図28】参照)</p>
54	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>多数意見にはアンダーラインを引くなど明確にすべき。少数意見含めて一律に列挙するのは意味がない。各ワークショップの参加者数、平均年齢などを示すべきである。地区別ワークショップには若手が参加していないように思われる。そのような偏った意見には意味がない。</p>	<p>ワークショップの意見については、様々な意見を広く紹介するために記載しており、多数意見をまとめて記載している訳ではないので、アンダーライン等については考えておりません。</p> <p>また、ワークショップの参加人数については84ページに記載しています。参加者全員の年齢を把握していませんので、平均年齢については算出できません。</p>
55	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>小樽市と小樽市社会福祉協議会の機能分担の考え方と実態を最初に示すべき。</p>	<p>両者の機能分担について明示したものが無かったことから、様々な施策における機能分担等について本計画の策定により明確にしていくことが必要であると考えております。</p>
56	<p>(第2章 小樽市の現状)</p> <p>取組の概要だけでなく、取組の十分性がわかる評価項目及び今後の課題を示すべきである。</p>	<p>取組の十分性については、取組の成果についての定量的な評価項目を挙げるのが難しいのですが、計画を推進していく中で、PDCAサイクルによる進行管理において各取組の評価・課題の洗い出しなどを実施していきたいと考えています。</p>
57	<p>(第3章 計画の基本的な考え方)</p> <p>冒頭に「……支え合いの基盤が弱まっています。……孤立し、……誰にも相談できない、……課題が深刻化」とあるが、これを示す定量的なエビデンスを示すべきである。</p>	<p>定量的なエビデンスを示すことは難しいものの、課題の深刻化・複雑化が進んでいるのは相談支援に従事する方からの共通意見として伺っており、本市としてもそのように考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
58	<p>(第3章 計画の基本的な考え方)</p> <p>地域福祉の定義相当が3頁において「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」とあるのに、その課題が「社会的孤立」と強引に結論付けられているのはおかしい。なぜ「困りごと」に拘っているのか全くわからない。</p>	<p>社会福祉法に定める「地域生活課題」とは、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、そして社会的孤立や社会参加など、生活全般に及びます。本計画は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に関し共通して取り組むべき事項を定めるものであることやこれら各制度の隙間を埋めるものであることから、近年地域福祉の大きな課題と着目されている「社会的孤立の解消」を目指すべきであると考えております。</p>
59	<p>(第3章 計画の基本的な考え方)</p> <p>人間は「会話する動物」だから、会話を通した交流を通じて幸せになることは自明であり、交流機会を醸成することには賛成するが、社会的孤立からスタートするのは極端な論理である。</p>	<p>また、本計画の基本理念において「お互いさまと支え合えるまち」を目指す上でも、「社会的孤立の解消」は避けて通れない課題であると考えております。「孤立」から「つながり」、そして「支え合い」へと向かう取組を進めていくことが重要であると考えております。</p>
60	<p>(第3章 計画の基本的な考え方)</p> <p>「しあわせ」「おたる」とひらがな表記にする理由がわからない。特に「小樽」という漢字表記に愛着を持たせるような工夫が必要と考える。</p>	<p>ひらがなで表記することは、読み手に柔らかいイメージを持たせ、親しみを感じてもらえる利点があると考えます。特に「おたる」は「おたる案内人」などの例に見るように様々な場面でひらがな表記されております。</p>
61	<p>(第4章 基本目標ごとの取組)</p> <p>各施策には進捗が把握できるように本計画の最終年度である令和5年度における目標値を定量的に設定すべきである。</p>	<p>目標値の導入は、小樽市地域福祉計画策定委員会でも議論しましたが定量的な設定は難しいとの意見が多かったものの、行政（小樽市）や小樽市社会福祉協議会が取り組むことについては実績等を数値で把握していきたいと考えており、将来的に定量的な設定が可能かどうかは引き続き検討してまいります。</p>
62	<p>(第4章 基本目標ごとの取組)</p> <p>各施策における「地域」「事業者や団体等」は具体的にどんな組織を指すのか明記すべき。</p>	<p>各主体が柔軟に運営できるよう「地域」「事業者や団体等」について明確に定義付けることはしませんが、「地域」は、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを進めるための活動を行っている方の集まり、「事業者や団体等」は「地域」以外の集まりを想定しております。</p>
63	<p>(第4章 基本目標ごとの取組)</p> <p>施策1～施策15においてはSNSの活用を前提としたものが多数あります。将来の高齢者のITリテラシーを向上させ、多くの市民がSNSを活用するための研修・教育等が行政に必要と感じます。これを共通施策として追加していただきたい。</p>	<p>御指摘いただいた点は非常に大事な視点であると感じております。共通施策として追加はしませんが、各施策を実行するに当たって共通して取り組んでいくこととします。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
64	<p>(第4章 基本目標ごとの取組)</p> <p>小樽市が取り組むことだけでなく、市民、地域、事業者・団体等が取り組むことの記述がある。なぜ、行政計画において、市民等が取り組むことを記すのか？例えば、道・札幌市の地域福祉計画にはこうした記述はない。社会福祉法4条等には、住民等の責務（〇〇に努める）とあるが、こうした規程は理念を示すに過ぎない。行政が公式の文書において、住民がすべきことを書くことは異例ではないか。この点は、書き方の問題でもある。例えば札幌市の計画48頁には、「地域における活動の担い手として活躍する意識の醸成を図っていきます」とあるように、住民がすべきことを直接書くのではなく、住民が求められる行動をとり得るように、支援するとか環境整備をするとか、行政が取り組むことと関連させて書くべきではないか。</p>	<p>平成30年4月施行の改正社会福祉法第4条においては、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けたことから、本計画は小樽市が地域住民とともに地域福祉を推進するための計画として策定するものであり、その範囲は行政の権限が及ぶ範囲に限定されるものではありません。</p> <p>施策ごとに地域福祉の推進に努める主体ごとに取り組む内容を示すことで、それぞれの役割分担が明確になると考えることから素案のとおりといたします。</p>
65	<p>(第4章 基本目標ごとの取組)</p> <p>この計画において今後の目標とこれを達成するために取り組むべきことを整理するにあたって、小樽市のこれまでの取り組みの内容・成果・課題等を十分に検討したのか？例えば素案38頁には、「〇市民主体の地域づくりのためのボランティア活動支援」を進めてきたとあるが、具体的に何を行ってきたのかが全く分からない。53頁の「小樽市が取り組むこと」には、ボランティアに関する情報発信と参加促進の制度づくりという抽象的な施策しか書かれていない。現状も今後の施策も極めて抽象的にしか書かれていないので、パブコメで意見を出しにくいです。</p>	<p>本計画の策定に当たり、「住民参加」が重要視されていることから、行政（小樽市）のこれまでの取組を踏まえて「地域生活課題」を住民参加のもと洗い出す作業を行ったものです。なお、本計画は、多様な主体が協働して地域福祉を推進するために、取組の方向性や基本的な考え方を示すものであり、具体的な事業等を位置付ける計画ではありません。</p>
66	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策1)</p> <p>48ページの施策1で参加者が自ずと限定されるとの記載がありましたが、仲の良いサブグループが形成され放置され、新規の人を排除するような働きが形成された結果ではと思われました。居場所等の設置には、その対処法のようなグループワークの知識に長けた社会福祉士が関われる仕組みも必要なのではと思います。</p>	<p>居場所等の設置に当たっては多様な立場の方々に参画していただくことが望ましいと考えておりますので、御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
67	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策1)</p> <p>地域住民同士の繋がりをどんどん作り込むのこの前に、社会的に孤立している市民と何らかの接点を確保することが先決であり、重要なはず。42頁にて課題が深刻化しているとまで記述しているのだから、この事象に対する対策をまず施すべき。</p>	<p>御指摘をいただいた「社会的孤立の解消」につきましては、「施策6 困りごとを抱えた方への支援」で取組を位置付けております。</p>
68	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策1)</p> <p>自治基本条例にあるように協働にてまちづくりをおこなうという理念が共通の認識になれば、つながりを作り込むのは困難。この観点で行政は実施すべきことは多々ある。</p>	<p>本計画を多くの市民で共有し実践していくことが協働のまちづくりの推進につながると考えております。</p>
69	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策1)</p> <p>施策1に対する町内会への期待値を明確に示すべき。</p>	<p>少子高齢化が進む中、それぞれの地域における現状や課題等も様々ですので、一律に示すことはできないと考えております。</p>
70	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策1)</p> <p>施策1の具体的な行動として、同じ趣味を有するサークルの設置があります。スポーツ、囲碁将棋、麻雀などの既存サークルとは別に、ネット(SNS)を活用したネットサークルの運営基盤を行政が確保し、これを市民が活用するようなことを考えてはいかがでしょうか。ネット家庭教師、数独クラブ、小樽散策コースの紹介クラブ、おたる案内人勉強クラブ等々いくらでもアイデアは無限です。</p>	<p>既にインターネットを利用した学習支援などに取り組んでいる団体等がありますので、必要に応じ、インターネットを利用した居場所づくりについて、今後の施策の取組の中で参考にしていきたいと考えております。</p>
71	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策2)</p> <p>50ページの施策2では、観光と生活の物理的距離について議論されているように見えました。私はむしろ心理的距離が問題のように思います。観光を必要としない市民、観光客が来て欲しいと思わない市民も当然いるはずなので、その方々への配慮もあって良いのではと思います。</p>	<p>市民の中に色々な考え方があって当然であります。観光振興を図ることで、経済の循環により市民生活の向上につながる面もあることを理解してもらえよう周知を図っていくことが必要と考えており、第二次小樽市観光基本計画の内容を踏まえて議論し、市民が地域において幸せに暮らせるための課題の一つとして、本計画の施策に位置付けたものであります。</p> <p>なお、いただいた御指摘を踏まえ、50ページの【現状と課題】を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『市民と観光客が触れ合う場面は限られており、市民が小樽観光の魅力を伝える機会が少ないことから、まずは、市民が小樽の魅力を再認識し、観光ボランティアなどに積極的に参加できる環境をつくる必要があります。』</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
72	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策2)</p> <p>施策2についてはおたる案内人の検定受験者の拡大などを追加提案します。さらに、市民の公共交通機関を利用した市内観光の推進なども必要と考えます。移動手段に公共交通機関のほかにウォーキングを加え、健康増進を支援することもよいと考えます。</p>	<p>施策2における「行政（小樽市）が取り組むこと」については、「市民と観光客の交流推進」を観点とした取組を位置付けております。いただいた御意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
73	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策2)</p> <p>行政は文化遺産だけでなく自然環境への散策ルートなどを市民に提供し、地域の価値発見を支援すべきです。</p>	
74	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策2)</p> <p>行政は市民に観光ガイドの機会を提供することより、検定試験合格者の拡大及び受験者・合格者の輪を広げるような支援策を考えるべきです。</p>	<p>市民に観光ガイドの機会を提供することが、市民に観光に対する関心を高めて、結果として検定試験受験者・合格者の増加にもつながるのではないかと考えています。</p>
75	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策3)</p> <p>52ページの施策3では、まず公的機関が全力を出してからボランティアであり、ボランティアに期待したり、強制したりしてはいけないと思います。極力正規雇用の形できちんと人員を整える施策が先ではないかと私は思います。</p>	<p>ボランティアは、あくまでも自発的な活動であり、御指摘のとおり恒常的に人員が必要な業務に携わる人材は直接雇用すべきであると考えております。</p>
76	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策3)</p> <p>ボランティア活動の具体例の提示がないので、全体的にぼやけている。また、ボランティア活動の義務化推進のような表現になっている。困っている人を助けるのではなく、ボランティア活動を通じて自分が幸せになるというニュアンスをきちんと示すべき。</p>	<p>ボランティア活動の具体的な例示については、計画に位置付けた取組を進める中で情報発信していきたいと考えております。また、ボランティア活動は義務化を進めるものではなく、活動した本人の自己肯定感を高めることにもつながることから参加しやすい環境づくりに取り組むこととしているものです。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
77	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策4)</p> <p>54ページの施策4では、若い世代の低い町会参加率について述べていますが、昔と違って今は夫婦共働きの時代で、平日の日中に活動する町会にそもそも入れないだけのことのように思っています。町会そのものの組織の運用の仕方を現状の私生活に合うように変える事が重要ではと私は思います。あと当然、活動には資金が必要で、住民減による会費の低迷を補えるような補助金の充実こそが、小樽市の取り組むことのように思います。</p>	<p>最近では、共働きの御夫婦も多く、若い方が、日中の町内会活動に参加できないことは認識しており、町内会役員の高齢化や成り手不足の要因の一つにもなっております。</p> <p>そのため、市と町内会長との連絡会議において、個人情報という課題がある中、どのように若い世代の加入促進を図るか、意見交換を行うなどしておりますが、現時点において効果的な方法は見出せておりません。</p> <p>今後も、御意見にありましたとおり、若い世代の御意見をお聞きしながら、研究を進めていかなければならないものと考えております。</p> <p>また、市といたしましては、厳しい財政状況の中、各単位町内会への補助金を含め、毎年、1,100万円を超える補助金を総連合町会に対し交付しております。</p>
78	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策4)</p> <p>現在の町内会活動を市民に押し付けるようなニュアンスになっている。</p>	<p>町内会の役割や活動については、小樽市と小樽市総連合町会が連携し、広く市民の皆さんに理解していただく取組を進めながら、町内会活動のあり方を考えていくことが必要です。</p>
79	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策4)</p> <p>市民一人ひとりの取組に町内会活動に関心を持つとあるのだから、これに対応して地域＝町内会は町内会活動を示した冊子などを作成し、配布し、質疑に対応するようなことが必要。地域(町内会)に引っ越してきた人だけが対象なのはおかしい。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、54ページの「地域が取り組むこと」の記載を以下のとおり修正いたします。</p> <p>『地域の住民や新たに地域に引っ越してきた方に町内会の役割や活動等を理解していただき、…』</p>
80	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策4)</p> <p>地区別ワークショップの意見として、若手の町内会活動の促進策としてSNSの活用がいくつか存在する。行政は各町内会のホームページ作成を支援するよう、IT基盤を確保することなどの対応が急務と考える。</p>	<p>現在、既にホームページやSNSを活用している町内会がありますが、今後、さらに多くの町内会が活用できるような支援策を研究していきたいと考えております。</p>
81	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策4)</p> <p>若手が町内会活動に参加しない最大の理由は町内会が市政に対して遠い存在だからである。町内会はもっと市政に対して意見をいうべき。さらに市職員は町内会長の補佐(副会長)として、市政実態を周知させる、多くの意見を把握するなどの対応が必要である。</p>	<p>町内会と行政(小樽市)では、定期的に「町会長と市との定例連絡会議」等を開催して意見交換を行っているほか、本計画において「行政(小樽市)が取り組むこと」として、「町内会に職員を派遣し、町内会活動を支援します。」と記載しており、なお一層連携を進めていきたいと考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
82	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策5)</p> <p>世代間の交流といっても、場面ごと、目的ごとにその必要性は様々だと思う。具体的な取組に「世代間交流の充実」とあるが、何をすべきなのか具体的には書かれていない。</p>	<p>御指摘のとおり、世代間交流の必要性は様々であると思います。しかし、お互いに支え合える地域づくりは世代間交流が無ければ実現することができません。そのため、施策5において地域福祉の推進主体がそれぞれ取り組むべきことを位置付けております。</p>
83	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策5)</p> <p>56ページの施策5では、行事等の参加の場での交流に触れていましたが、そのための案内等の情報発信には、結構お金が必要で、対象者全員に情報発信するのが困難になっています。一般住民でも低コストで、市全体に情報を広く伝えられる仕組みが、まず必要な気がします。</p>	<p>御指摘のとおり、市全体に情報を広く伝えられる仕組みについて行政が取り組む必要がありますので、引き続き様々な御意見を参考にしながら情報発信について検討していきたいと考えております。</p>
84	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策5)</p> <p>多世代交流推進の必要性を自分達の言葉にて、即ち小樽市の実態を受けて述べていない。よって、無理やり多世代交流を推進しようとしているため、定着しない施策とすぐわかる。</p>	<p>施策1の【現状と課題】にも記載しておりますが、居場所づくりにおいても参加者が限定されるなどの実態があります。世代ごとに分断された地域では本計画の基本理念を達成することは不可能であることから、様々な場面で多世代交流を意識した取組を位置付けたところです。</p>
85	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策5)</p> <p>多世代交流推進で一番先に行うべきことは、人生の先輩が後輩に対して活用して欲しい知見を文献として残すことである。さらにこのことにより小樽市が成長するために何をすべきかを多世代で共有することを狙いとすべきである。</p>	<p>多世代交流は様々な場面で行われることが望ましく、その内容も状況によって変わることから特に優先順位などを想定していません。それぞれの世代の強みなどを尊重し合いながら交流できるよう支援していきたいと考えております。</p>
86	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策5)</p> <p>行政(小樽市)は効果的な情報発信に努めるとあるが、多世代交流が促進される情報が何であるかを具体的に明示できないのであれば、絵に描いた餅である。市政の現状を世代毎(少なくとも年少人口、生産年齢人口、老年人口)に分かりやすく説明する情報の作成と発信が必要である。</p>	<p>上記でお示ししたとおり、多世代交流は様々な場面で行われ、取り扱う情報も様々ですが、御指摘のとおり分かりやすい情報の発信は重要であることから、施策5の取組を通じ検討していきたいと考えております。</p>
87	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策6)</p> <p>58ページの施策6では、困り事の相談を重視しています。しかし、そもそも「困り事があること、他人に面倒をかけること」は恥であり、決してまわりに覺られてはならないという文化が日本にあるように思え、それが解決を困難にしているように思います。困っても社会的落ちこぼれと見なされないような社会の形成が先ではないかと私は思います。</p>	<p>御指摘のとおり他人には相談しにくいと感じている方は多いものと感じております。だからこそ、本計画により支え合いの意識を醸成し、相談支援機関も含む他人に相談しやすい環境づくりを行なっていくことが重要であると考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
88	(第4章 基本目標ごとの取組 施策6) 困りごとを分析したステップが抜けているので、各施策の十分性を判断できない。	困りごとの内容により分けるのではなく、どんな困りごとに対しても、対応していくための取組を位置付けております。
89	(第4章 基本目標ごとの取組 施策6) 単身世帯の増加を防ぐ対策を行わないのか。	単身世帯の増加を防ぐのではなく、単身でも安心して生活していける仕組みづくりが目標であります。なお、単身世帯が抱えるリスクに対する対応(単身世帯を対象とした事業など)は現在も実施しているところであります。
90	(第4章 基本目標ごとの取組 施策6) 民生委員児童委員は何をしてくれるのか周知徹底されていない。まずは民生委員児童委員の認知度を高める活動が行政に求められる。また、民生委員児童委員に過度の期待をもってよいのかどうかも不明な表現が多い。 ☒	民生委員児童委員の認知度を高めることは重要であることから、18ページに民生委員児童委員の役割を追記し、施策8に民生委員児童委員についてのコラムを掲載することとします。今後につきましても、小樽市民生児童委員協議会と連携しさらなる周知に取り組んでいきたいと考えております。
91	(第4章 基本目標ごとの取組 施策6) 行政の取組の大半が再犯防止に向けた取組となっているのはおかしい。病気がちな高齢者、障害者、金銭的に苦労しているもの等「困りごと」を有する人に対して、行政は色々対応している。これをきちんと整理して明示すべき。	再犯防止に向けた取組を記載した部分は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画に位置付けているため、細かく記載しております。なお、高齢者、障がい者などの対象者別の施策はそれぞれの個別計画に整理し記載しております(4ページ「3 計画の位置付け」参照)。
92	(第4章 基本目標ごとの取組 施策6) 社会的孤立の解消施策を設定する上で、孤立者の特定(把握)ができていなければ次のステップに進めない。孤立者であることを公開情報として扱うことにも懸念があり、現在示されている施策の十分性は感じられない。行政及び地域(町内会など)が把握する孤立者情報を民生委員児童委員に集約させ、民生委員児童委員に何らかの対応させるなどと踏み込まないとその効果はない。	御指摘のとおり、孤立者の把握が大変重要であると考えておりますが、現在は個人情報の保護等に配慮しながら個別に相談対応しているところです。民生委員児童委員も含めた多機関とネットワークを構築することが孤立者の更なる把握にもつながりますので、行政(小樽市)がそのネットワークにおけるコーディネート役を担うことが必要と考えております。
93	(第4章 基本目標ごとの取組 施策7) アンケートの意見にもあったが、小樽市子育て世代包括支援センター「にこにこ」は、子育て世代がよく利用する場所に設置すべきなので、ウイングベイに設置すると良いかと思う。現在、「にこにこ」の利用状況はどうでしょうか?多くの利用がありますでしょうか?	小樽市子育て世代包括支援センター「にこにこ」は、令和2年9月に小樽市保健所内に開設しており、現時点でウイングベイ等の場所へ移設する予定はありません。利用状況については、コロナ禍でもあり、開放事業については、定員を設けての開催となっておりますが、令和3年1月末現在で、定員72組中55組(76.4%)の参加があり、専門職への相談や保護者同士の交流を目的に利用いただいております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
94	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策7)</p> <p>「子どもが地域の大人と触れ合う機会の確保」は、場の整備が重要だと思う。親が子どもを連れて出かけられる環境です。この点、「にこにこ」の周知と、社会福祉協議会の取組に「地域住民主体の居場所づくりを支援します。」とあるが、場所・環境の整備はこれだけなのでしょうか？市としては、例えば、子どもを連れて気軽に外出できるような環境整備（歩道の整備、公園の駐車場や設備の充実（公園では他との交流があり得る）など）、子ども連れがよく行く既存の民間施設の充実、公的施設の利用促進など、いろいろを市としてできることがあるのではないかと。また、民間事業者との連携は予定していないのか？基本的に、子育て世代の支援として、市や公的団体だけで行う事業（施設整備以外の事業）はそれを利用したいと思わないことが多いので、民間事業者との連携も検討すると良いように思います。</p>	<p>御指摘のとおり環境整備には色々な施策が考えられますが、本計画は地域福祉の面からの環境整備について議論の上、位置付けたものであります。なお、民間事業者との連携については、「事業者や団体等が取り組むこと」として、地域における子どもの居場所づくりへの協力について記載しております。</p>
95	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策8)</p> <p>62ページの施策8では、庁内に福祉総合相談窓口設置が述べられています。しかし、本当に悩み事に支配され無力化した人間がそこまでたどり着くには、相当のエネルギーが必要で不可能のように思います。アンケート結果にもありましたように、もっと身近な場所に相談窓口を作った方が良いように思います。</p>	<p>福祉総合相談窓口を設置しても、相談者を待っているだけでは御指摘のとおり窓口までたどり着けません。そのため、地域で困りごとを抱えた人を発見する仕組みを構築し、適切に福祉総合相談窓口へつながるよう市民の皆さんの協力が必要であり、福祉総合相談窓口の職員も積極的に地域へ出向くなど、相談しやすい身近な相談窓口となるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
96	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策8)</p> <p>相談しやすい環境整備や、制度が分からない人への対応の必要は、とても重要な課題だと思いますが、その割には、市で取り組むことは、「福祉総合相談窓口」や、さらなる周知だけなのは、不十分だと思います。現状の窓口担当者の方の対応(電話を含む)をより良くする必要はないのでしょうか。住民が何に困っているかは様々ですし、制度も複雑で複数の部署に担当が分散していることもありますが、「福祉専門職を配置」だけでなく、既存の職員の研修等による対応能力の充実も必要ではないでしょうか。職員の方は丁寧な説明をされているとは感じますが、その一方で、例えばですが、住民の疑問・ニーズをその場で十分には捉えられておらず制度の説明に終始していることがあるかもしれない等、改善点はあるはずです。窓口担当は、昨今では外部委託や正規職員以外の方を充てるなどにより、制度の理解など知識に不十分なことがあります。また、相談内容が他部署の案件であっても、その場で職員がその部署に電話で問い合わせるなどは簡単にできるので、相談窓口の設置だけでなく、既存の窓口対応を改善することも可能はなはずです。要するに、職員研修ですとか対応マニュアルの整備徹底、そのための人的余裕・時間的余裕をできる限り作るなどにより、窓口担当者の方の制度理解や対応能力の向上を少しずつ図っていくことがそもそも必要ではないでしょうか。</p>	<p>担当者の対応をより良くするという視点はもちろん必要です。行政(小樽市)で言えば、職員研修や職場研修などに取り組んでおりますが、相談支援においては相談者との信頼関係構築が重要であることから、ソーシャルワーク技術についての研修を行うなどにより引き続き担当職員の対応能力向上に取り組んでいきたいと考えております。</p>
97	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策8)</p> <p>「どんな困りごとでも相談できる総合窓口の設置」がアンケート結果としてもっとも多かったことを理由に福祉総合窓口の設置などを示しているが、これは過剰対応ではないか。困りごとの発生を抑止するために事前に各種福祉の仕組みを修得するなどの市民努力が必要である。</p>	<p>近年、課題(困りごと)の多様化・複雑化に伴い、自分が抱えている課題を整理できない方も増えており、本人と一緒に課題整理を行う福祉総合相談窓口の設置は小樽市としても必要と考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
98	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策8)</p> <p>市役所庁舎内で面談対応する相談の形態は、市職員の生産性を低下させ、さらに相談する市民も課題を整理しない、文書化しない等甘えている。そこでこれらの課題解決方法として、ネット相談制度を構築したらよいと提案する。</p>	<p>現状でもメール相談等へ対応しているところではありますが、やはり何度も直接対話することで課題解決への糸口が見出しやすくなるものであることから原則として面談対応すべきであると考えております。</p> <p>ただ、顔を合わせないことで相談しやすくなる場合もありますので、ネットによる相談等についても施策を推進する中で御意見を参考にしていきたいと考えております。</p>
99	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策9)</p> <p>福祉サービス含む市民サービスに関する情報の分かりやすさ、適切な発信は重要です。しかしながら、国(各省庁)が作成した資料は分かりやすいが、小樽市作成資料は不親切な記述が多い。小樽市は年代毎に分かりやすい資料を作ることが必要であり、各部署が作成した資料を広報広聴課が吟味するような運営が望ましい。</p>	<p>庁内各部署が作成した資料を全て広報広聴課が吟味するのは現実的ではないと考えますが、職員が分かりやすい資料を作成するスキルを習得する場合は必要と考えておりますので、職場研修などにより対応していきたいと考えております。</p>
100	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策9)</p> <p>媒体として広報おたる、ホームページを活用するのは従来と変わらず、市民に周知徹底されていない。福祉専用の冊子を全市民に配布する、事前にメールアドレスを登録した市民にメールにて情報の存在するURLを配信する等の工夫が必要。</p>	<p>市民にいかに適切に情報を届けるかは課題であり、いただいた御意見などを参考に分かりやすい情報発信について検討していきたいと考えております。</p>
101	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策10)</p> <p>66ページの施策10では、虐待が起こってからの対策が書かれていたように思います。もっと、そもそも虐待が起きないように、加害者にならないようにするための施策もあった方がよいと思います。</p>	<p>高齢者、障害者及び児童への虐待の発生予防に関する施策については、それぞれの個別計画等で定めております(4ページ「3 計画の位置付け」参照)。</p>
102	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策10)</p> <p>市民が加害者にならないような施策が必要ではないか。</p>	
103	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策10)</p> <p>成年後見制度を知らない市民は多い。本制度を周知徹底させる施策が必要。家族が居ても単身世帯で、資産を有する人には遺言状を作成する、後見人を設定するなど具体的な行動を示し、さらに小樽市はこれを成果指標とすべきではないのか。</p>	<p>成年後見制度は法務省所管の制度であり、小樽市民が利用する際は札幌家庭裁判所小樽支部への手続が必要となっており、行政(小樽市)では全容は把握できませんので、成果指標とすることは困難です。しかしながら、小樽市民が使える制度であり福祉の向上に資するものであることから、本制度を周知することは重要であり、68～69ページに制度利用を促進するための取組を位置付けたものです。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
104	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策10)</p> <p>68ページは、後見人、被後見人、どちらについて書かれていたのか判別しにくい文章でした。あと、親族が後見人になる場合、家庭的世話と後見業務の境界があいまいで難しく、金銭的な不正が意図せずとも発生する場合がありますように思います。後見人が自信を持って業務できるように公的機関による常時的なチェック体制もあると良いと思います。</p>	<p>「成年後見制度の利用を促進する取組」の記載については、地域連携ネットワークの構築を通じて、後見人の活動を支援するとともに、制度利用に関する相談や後見人候補者の選任などを行うことで、被後見人が安心して地域で生活できるための方策を示す計画として位置付けておりますので、後見人と被後見人の双方に向けた内容としております。</p> <p>また、親族後見人については、財産管理等にサポートが必要と考えられる場合は家庭裁判所の判断で成年後見監督人が選任される仕組みとなっており、チェック体制は担保されているものと考えております。</p>
105	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策11)</p> <p>空き家の情報の把握は、数年に一度小樽市が町内会に調査を依頼して実施していると認識している。この方法では迅速性、正確性に欠ける。住民基本台帳の世帯情報に「実際に住んでいる住所」を追加し、自動的に空き家を把握する手法を考えるべきと考える。</p>	<p>本市では、5年ごとに業者に委託し空家実態調査を実施しております。空家判定基準に基づき空家かどうかの判定を行うためには、現地調査が必要になりますので、自動的に空き家を把握することは難しいものと考えております。</p> <p>しかしながら、空き家対策を推進する上で、空き家情報の迅速かつ正確な把握手法の検討については必要なことと考えておりますので、今後の課題とさせていただきます。</p>
106	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策12)</p> <p>72ページの施策12では、「自らの身の安全は自らが守る」を市民の項目に挙げていますが、これでは自分だけ助かれば良いと取られないか不安です。協力してと言うような単語が必要な気がします。あと、もちろん、この施策も上記のように災害時は、住民の力に頼るのではなく、小樽市等の公的機関がまず全力で率先して住民を助ける必要があると思います。その意味も込めて、各地域、およびその住民と小樽市とのホットラインを形成できる仕組みが必要な気がします。</p>	<p>災害時に公的機関として全力を尽くすのは当然ですが、市民一人ひとりが「市役所や消防に守ってもらおう」という認識だけになってしまうと助かる命も助からない可能性があると考えられます。災害時には「協力して」という観点は大事ですが、まずは何より自分の命を守る行動を率先して欲しいと考えております。</p>
107	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策12)</p> <p>防災に関する各種情報に基づき、世帯及び個人毎に防災チェックリスト兼カードを作成し、携帯する等して、事前の備えの充分性確認、非常時の連絡先の保持などを徹底させるべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
108	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策13)</p> <p>現状と課題に「雪と共生する意識」とある。これはとても素晴らしい発想だと思う。それなのに、具体的な取組では、雪対策や除雪しか書かれておらず、雪を邪魔者扱いにしかしていない。しかし、その下の取り組むことには、イベント等の記述がある。整合性がとれていない。ひたすら除排雪一辺倒ではなく、地方都市で雪とともに生活するあり方を考えるための取組に関する記述があってもよいのではないか。過度な除排雪をしなくても生活できるまちづくりを目指すなど、何からの方向性の記述があってもよい。</p>	<p>市民一人ひとりが雪に対する思いは様々なものがあると思いますが、特に高齢者や障がい者等のいわゆる「除雪弱者」はやはり積雪期間において生活のしづらさを抱えていることから、支え合いによる「除雪弱者」への支援に関する取組は本計画に位置付ける必要があると考えております。一方で「やっかいもの」と思われる雪を逆説的に色々と考えて雪に親しむ冬のイベントも開催しており、地域コミュニティの輪を広げることが期待できることから本計画に位置付けることとしています。なお、小樽市における除排雪を含めた雪対策の方向性については、「小樽市雪対策基本計画」において定めており、同基本計画の「地域で支え合う雪対策の推進」の中に「雪に親しむ冬のイベント等への協力」を取組のひとつとして位置づけておりますが、本計画をよりわかりやすくするために、【具体的な取組】に「●雪に親しむ冬のイベント等への協力」を追記します。</p>
109	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策13)</p> <p>75頁に「大学生等の若い世代に除雪ボランティアとして活動してもらえよう働きかけます。」とある。この施策自体は望ましいことと思う。ただ、ここで「大学生」というある程度具体的な記述があり、小樽市で大学といたらまず思いつくのは小樽商科大学があるので、つまり小樽商科大学の学生に積極的な働きかけを予定していると読めるが、正式な文書にこのように書く以上は、計画策定の準備段階で、多少なりとも調査やヒアリング（小樽商科大学に問い合わせるとか、市内の大学生からボランティア参加の可能性についてヒアリングをする）等はされたのか？この点、大学生は、世間が思っている程、暇ではない。他方で、例えば小樽商科大学にも、地域支援系の学生サークルや、まちづくりに関連する授業（マジプロ）等がある。大学生と連携をするのであれば、大学生個人にアプローチするのではなく、こうしたサークルなどの既存の学生生活活動との連携をする方が望ましい。</p>	<p>計画策定のプロセスにおいて、「しあわせな地域づくりワークショップ」に多くの大学生に御参加いただき、議論した上で位置付けたものです。なお、地域支援系の学生サークルとも既に協議をしております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
110	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策13)</p> <p>74 ページの施策 13 では、宅地内からの雪出しを戒めています。やはり、家の安全上、雪出しは必要だと思います。むしろ、住民が協力し合って地域から雪を運び出せるような仕組みを整えた方が良く思います。また、この施策も小樽市は、ボランティアに期待するのではなく、まず市の職員によって全力で除雪に備えるのが筋であると思います。</p>	<p>「宅地内からの雪出し」を「宅地内からの道路への雪出し」に修正いたします。</p> <p>また、市などの公的な除雪体制の確保は当然のことですが、一方で、ボランティア除雪については多くの市民が既にボランティアとして活動されていることを踏まえ、ボランティア活動の場として必要なものと考えます。</p>
111	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策13)</p> <p>自分が居住する家屋から最寄りの共通道路までと、隣接する共通道路の除排雪を自ら行うことを基本項目として記載すべきである。</p>	<p>身体状況等により自力で除排雪をできない方もおりますので、御意見のとおり記載することはできません。</p>
112	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策14)</p> <p>76 ページの施策 14 では、そもそもスーパー等の商店が、一部の地域にのみ集中していることが問題のように思います。そのような偏りを是正する仕組みを市政に作る取組みがあった方が良く思います。</p>	<p>商店等の出店地域は事業者が判断するものであり、市で偏りを解消する仕組みをつくることは困難でありますことから、本計画の取組に位置づけたとおり、買い物弱者に対する新たな買い物支援の取組を進めていきたいと考えております。</p>
113	<p>(第4章 基本目標ごとの取組 施策15)</p> <p>78 ページの施策 15 では、防犯も重要ですが、犯罪を起し難い環境の整備がまず先ではないと思います。都市の中の街燈の偏り、不必要な袋小路、放置看板とそれらへの落書きなど、心理的に犯罪行為を行いそうな場所を無くすような都市整備の仕組みを市で取り組んで欲しいと思います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>
114	<p>(資料編)</p> <p>80 ページ以降の資料編ですが、アンケート調査の回収率 34.2%は低い気がします。今後の計画進捗状況確認作業のためにも回収率を上げる工夫が必要な気がします。後、専門職ヒアリングや講演会は、実際に何人の方にヒアリングを行い、何人の方が講演会に訪れたかの情報もあると、計画への意見反映度が目に見えて良いと思います。</p>	<p>今後もアンケート調査は定期的実施していくこととなりますので、回収率を上げる工夫について検討いたします。また、専門職ヒアリングや講演会の参加者数については追記いたします。</p>

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。